

不審電話にご注意ください（平成 28 年 10 月 4 日）

1 件目：平成 28 年 9 月 26 日（月） 大和郡山市発生分

【事例】

9 月 26 日午前 10 時 30 分ごろ、大和郡山市在住の後期高齢者医療被保険者（女性）宅へ福祉課の上田と名乗る人物から電話があった。「医療保険制度が変わったので、医療費の過払い金 38,724 円が発生している。振込したいので口座番号を教えてください」との話であった。電話を受けた被保険者は「家から市役所が近いので、市役所へ行って聞きます」と話して電話を切った。

翌日の午後 12 時頃、市役所に来庁し、事件が発覚した。

【対応】

大和郡山市から医療費の過払金について電話した職員はおらず、過払いで返金する金額もないと説明した。

被保険者は口座番号を教えてはいないが、また同様の電話がかかってきたら市役所の市民安全課へ連絡をくださいと案内し、対応を終えた。

2 件目：平成 28 年 9 月 28 日（水） 五條市発生分（計 6 件）

【事例】

9 月 28 日午前 11 時ごろから午後 3 時ごろにかけて、五條市在住の 6 軒の後期高齢者医療被保険者宅へ五條市役所保険課ノムラ、モリモト、タムラなどと名乗る中年男性からそれぞれ電話があった。いずれの電話も「以前水色の封筒で通知したが還付金（20,000 円）が発生している。」との話であり、振込先の金融機関とキャッシュカードの有無を聞かれ、被保険者が持っていることと返答すると、携帯電話・キャッシュカード・印鑑を持って指定の場所に来るように言われた。

多くは電話を受けて不審に思い、直接市役所に行って手続きをすると伝えるとそれでは還付金は払えないと言われて電話を切られたり、いったん電話を切って電話にて市役所へ問い合わせたりしていずれも被害はなく、実際に印鑑を持参して手続きに来庁した被保険者もいたが、被害はなかった。

【対応】

五條市では当該被保険者への還付金は発生しておらず、保険課に上記の名前の職員はいないことを伝え、もし二回目の連絡があっても口座番号は教えずに警察に通報するように助言し、警察の電話番号を教えた。

集中して 6 件もの問い合わせがあったため、五條市役所からも警察に通報した。